

### ※1 奈良市行財政改革推進本部

本市の行財政事務の中長期的基本方針として奈良市行財政改革大綱を策定し、これまで実施してきた財政健全化をはじめとする行財政改革に向けた取組をより一層総合的に推進するため、本部長を市長として平成15年11月から設置しています。

### ※2 PDCAサイクル

PDCA（Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Act 改善）という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画（Plan）の有効性と、実行（Do）の効率性の向上を図ることで。

### ※3 スパイラルアップ（Spiral Up）

改善が奏効しあって継続的な改良・向上に結びつくことをいいます（「善循環」「好循環」）。本市は、行革を強力に進めることによって、市民サービス等のスパイラルアップをめざします。

### ※4 普通会計

個々の地方公共団体が設けている各会計区分の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、総務省の定める基準により、地方財政統計上の統一的に用いられている会計区分です。

### ※5 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、本市によって昭和49年3月に設立された特別法人です。本市と先行取得の覚書を締結することにより、地権者との売買契約交渉、所有権移転登記をし、事業用地の先行取得を行っています。このことにより、本市の街づくりの推進に貢献してきました。

#### 【奈良市土地開発公社経営検討委員会最終報告書】

平成22年度末現在、同公社は、合計で地積27万7993.70㎡、簿価約191億1100万円の土地を保有しています。

簿価は、同公社の取得時の売買価額（補償費を含む）に取得にかかった手数料や公社保有期間中に生じた借入金利息等を付加した金額ですが、この公社保有地は、バブルの崩壊などによる影響で大幅に地価の下落したものが大部分であり、同公社は実に百数十億円の含み損を抱えていると考えられます。

このことから、同公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、同公社の問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うため、奈良市土地開発公社経営検討委員会を平成22年9月に設置しました。

同委員会の最終報告書では、『「現有公社資産のほとんどは、事業化の目途を立てることが難しい“負の遺産”である」といっても過言ではない。』、『運用に関与した関係者全員がその責任を回避しあう中で損害が拡大する「モラルハザード・スパイラル」が発生している。』などの問題点が指摘されています。

さらに、『公社そのものを廃止することの意義を重視すべき』、『ガバナンス強化のための方策を早急に検討、実施すべき』として、早急な改善へ向けた提言を受けています。

### ※6 駐車場公社（財団法人奈良市駐車場公社）

本市により昭和63年に設立されました。観光客の駐車場が不足しており、これを解消することによって、道路交通の円滑化を図り公衆の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを設立の目的としています。

## ※7 市税

市に属する税金で、行政活動の裏付けとなる財源の中心です。本市が課税しているものは、普通税と目的税に区分することができます。

### 〔普通税〕

納められた税金の使いみちを特別決めていなくて、どのような仕事の費用にもあてることができる税金

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税

### 〔目的税〕

たとえば都市計画税として納められた税金は、都市計画事業のための費用にあてなければならぬというように、その税金の使いみちが特定されている税金

入湯税、事業所税、都市計画税

## ※8 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことであります。

## ※9 国・県支出金

国・県から地方公共団体に対して反対給付を受けないで支払われるもので、使い道が特定される負担金、補助金、委託金、交付金です。法令の規定に基づき支出されるもの、または国家的見地からの公益性や行政上の必要によって特定の事業実施のために支払われるものなどがあります。

## ※10 市債

市が国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のことであります。これらは、学校やごみ処理施設、道路・公園などの整備に充てられます。

## ※11 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定されます。つまり、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に地方交付税に算入されることとなっています。制度の成り立ちから考えれば、臨時財政対策債は地方交付税の代わりのようなものですが、ここで気を付けなければならないのは、あくまでも地方公共団体の責任において行う借金であるということです。

## ※12 人件費

特別職の報酬、一般職の職員給与・共済費・退職金などの費用です。

## ※13 扶助費

福祉施設に入所する費用、各種福祉サービスや福祉手当の費用、生活保護の費用、医療費助成などの市民を援助するための費用です。

## ※14 公債費

市債の元金と利子を返済するための費用及び一時的な借入れをした場合の支払利息をいいます。

## ※15 投資的経費

歳出のうち、その支出が資本形成に向けられるものをいいます。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の合計をいいます。

## ※16 繰出金

繰出金は歳出としての表現であり、歳入する側では繰入金となります。一般会計と特別会計の関係でいえば、支払った一般会計の方では歳出「繰出金」からの支払いとなり、受けた特別会計の方では歳入「繰入金」で受け入れることとなります。

一般会計から特別会計へ繰り出す場合、総務省から通達された基準「繰出基準」に基づいて繰り出すこととなります。この基準がある経費に対しての繰出金を「基準内繰出金」といい、基準が示されていない経費に対しての繰出金を「基準外繰出金」といいます。「基準外繰出金」は原則として財源が交付税などで補てんされない歳出であり、この歳出が増加すると一般会計の財政状況を圧迫する要因となります。

## ※17 NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず社会貢献活動を行う民間事業組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などのことをいいます。

それぞれの団体の社会的使命に基づいて、さまざまな自主的・自発的活動を行っており、新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されています。

## ※18 コミュニティ (Community)

地域共同社会、近隣社会のことをいいます。

## ※19 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他特殊な勤務に対して、国や地方自治体の職員に支給される手当のことをいいます。

本市には、その他の手当として、期末手当・勤勉手当、退職手当、地域手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、宿日直手当があります。

## ※20 内部統制システム

業務目的が公正かつ円滑に達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のあらゆる者によって遂行される工程のシステムをいいます。

## ※21 ガバナンス (Governance)

組織や共同体が自らを健全に統治することをいい、法令等を遵守し、円滑に業務を進めるメカニズムを組織の中に確立することをいいます。

## ※22 新地方公会計制度

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。一方で地方公共団体を取りまく厳しい財政状況の中で、説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るためには、将来にわたる資産・負債（借金）といったストックの財政状況や行政サービスの要する減価償却費なども含めたトータルコストを把握する複式簿記・発生主義の企業会計的な手法を活用することが求められています。

本市では、平成19年10月に総務省より示された「新地方公会計制度実務研究会報告書」の総務省方式改訂モデルに基づいて財務書類を作成しました。この財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの書類でなりたっています。また、市だけでなく、市が出資した外郭団体等を含めて1つの行政サービス実施主体ととらえた連結財務書類も作成しました。

## ※23 ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost)

公共資産にかかる生涯コストのことです。例えば、公共施設の企画・設計費、建設費などの初期投資（インシヤルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のことなどを意味します。

## ※24 アセットマネジメント (Asset Management)

ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつ。

不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいます。

## ※25 減価償却

長期にわたって使用できる設備などについて、取得経費を取得時に計上するのではなく、複数期間に分割して計上することで収益とそれを生み出すのにかかった費用とを対応させようとする会計上の仕組みをいいます。

## ※26 イン트라ネット (Intranet)

インターネットで使用されている技術を、組織内のネットワーク環境に応用したネットワークのことをいいます。

## ※27 市有特定建築物

耐震改修促進に関する法律第6条に定める、学校、体育館、病院、集会所、事務所その他多数の者が利用する一定の規模以上の建築物で市が所有するものをいいます。

## ※28 インフラ (インフラストラクチャー : Infrastructure)

国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設などがそれに含まれます。

## ※29 幼保一体化

幼稚園と保育所の枠組みを超えて、子どもの年齢や保護者の就労形態に区分されことなく、就学前(0歳児～5歳児)のすべての子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を、総合的に提供する新たな取組をいいます。

## ※30 子ども・子育て新システム

国がめざす幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムのことをいいます。「子ども・子育て新システム」は、新たな次世代育成支援システムとして、子どもを大切にできる社会、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会の実現をめざすこととしています。

## ※31 認定こども園

幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のことをいいます。

## ※32 第三セクター等改革推進債

第三セクターなどの抜本的な改革に必要な一定の経費の財務処理に充てる地方債の特例規定(第三セクター等改革推進債の発行)が地方財政法に規定され、平成21年度から平成25年度までの5年間の時限措置として施行されました。

## ※33 エネルギー消費原単位

エネルギー効率を表す値。単位量の製品や額を生産するのに必要な電力・熱(燃料)などエネルギー消費量の総量のこと、一般に、省エネルギーの進捗状況をみる指標として使用されます。

#### ※34 シーリング (Ceiling)

予算の要求基準のことをいいます。予算要求をする段階であらかじめ財政当局が「〇〇課はここまでしか要求してはいけない」ということを決めておくことです。

#### ※35 施策評価

政策、施策及び事務事業といった行政の活動について、成果指標等を用いてその有効性や効率性を評価することを行政評価といいます。

つまり、行政活動を一定の目的・基準・視点に従って評価することにより、行政の現状や抱える課題を明らかにし、それを認識して絶えず行政活動の改善を図っていくためのツールが行政評価です。

本市では、市民の視点に立った成果を重視する行政を推進するため、平成15年度から行政評価を導入しました。

平成15年度・16年度の試行を経て、平成17年度・18年度は、行政活動の基本単位である事務事業を評価対象とする、事務事業評価を実施しました。

平成19年度からは、事務事業を行う目的に当たる「施策」（「奈良市第3次総合計画【後期基本計画】」に掲げられた「節」を分類・整理したもの）を対象とした施策評価に取り組んできました。

#### ※36 アウトプット・アウトカム・インパクト

アウトプットは、意図した結果をもたらす活動のレベル（取組の直接の成果）をいいます。これに伴う、施策の意図した結果（社会・経済等への効果）をアウトカムといい、意図した結果以外の波及効果をインパクトといいます。

#### ※37 税外未収債権

税外未収債権の主なものとして、保険料（国民健康保険料や介護保険料など）、負担金（保育所措置費自己負担金など）、使用料（住宅使用料、下水道使用料など）、貸付金（住宅新築資金等貸付金、母子福祉資金貸付金など）、諸収入（生活保護法第78条徴収金・第63条返還金諸収入など）等があります。

#### ※38 指定管理者制度

条例に基づいて、体育施設や公民館などの公の施設の管理運営に関する権限を指定した者に委任する制度をいいます。

これまで公の施設の管理運営を外部に委託するには、市が出資している法人や公共的団体等に限られていましたが、平成15年6月の地方自治法改正により、民間事業者等を指定して管理運営を行わせることができるようになりました。

民間事業者の有するノウハウやサービス提供能力を公共施設の運営管理に活かすとともに、競争原理を導入することによって、効果的・効率的な管理運営や住民サービスの向上を実現することを狙いとしています。

#### ※39 P F I (Private Finance Initiative)

民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して、より効果的・効率的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。

公共施設の建設・維持管理・運営などを民間の資金や経営上のノウハウを積極的に活用することで、行政は、適切な監視、評価を行うことが必要になります。

#### ※40 特定規模電気事業

平成11年度の改正電気事業法（平成12年3月21日施行）により新たに認められた事業で、電気の小売自由化の対象需要家に電力会社の電線路を使って、または自営線を敷設して電気を供給する事業です（ただし、特定供給に該当するものは除かれます）。

#### ※41 繰入金

地方公共団体の各会計間における現金の移動のことをいいます。本市では、主に一般会計から国民健康保険や下水道事業等の特別会計、病院や上水道事業の公営企業会計に対し経費が繰り入れられており、内容的には、公共下水道建設にかかる投資的なもの、国民健康保険会計等に対する財政支援的なものなどがあります。

#### ※42 公営企業会計

地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計方式に基づいており、経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととする独立採算制が原則とされています。

本市には、水道料金を主たる収入とする水道事業会計と診療報酬を主たる収入とする病院事業会計の2つの公営企業会計があります（平成23年4月1日現在）。

#### ※43 繰上充用

当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることができます。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度(翌年度から見れば前年度)へ支出します。

#### ※44 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額をいいます。

#### ※45 公益法人制度改革

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られるさまざまな問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を設立するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が設立されたことをいいます。

#### ※46 アクセシビリティ (Accessibility)

高齢者や障がい者はもちろん一時的な障がいなど、心身の機能に制約があってもホームページで提供されている情報に問題なくアクセスでき、だれでも平等に利用できるように制作することをいいます。

#### ※47 クライアントサーバシステム (Client Server system)

処理の中核を構成する「サーバ」と、そのサーバが提供するサービスを利用する「クライアント」で構築するシステムのことをいいます。

#### ※48 地理情報システム (GIS : Geographic Information System)

地形図・主題図などの地理的な位置情報をもった空間データを総合的に管理し、それらを組み合わせることで高度な解析・分析や迅速な判断を行うシステムのことです。